

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について

——山城国乙訓郡神足村綾油商油屋弥兵衛（現岡本家）の場合——

足立政男

はしがき

封建的農村として再編成された近世農村は貨幣経済の浸透と負担の加重による経済生活の窮乏によって次第に解体されて行くのである。即ちその窮乏化が深まるとき必然的に高利貸資本の農村浸透も進められ、そこに窮乏農民の土地、家財の喪失、小作人化とともに富裕なるものの土地兼併、地主、豪商の成長発展という結果が進められるのである。一方武家支配層においても近世経済の発展において、その財政は窮乏と破綻を来たし、遂に貨幣資本をもつ商人の経済的勢力の前に屈服し、ひいては封建的身分制度を混乱せしめる結果となり、封建制社会全般の解体、崩壊を促進せしめたのである。

富商のもつ貨幣資本を以上の如き見地に立って把握する場合の一実例として、山城国乙訓郡神足村における綾油商油屋弥兵衛の高利貸資本をとりあげたい。

一、「棚卸覚」に見える高利貸資本

高利貸資本の研究資料としては「棚卸覚」が現存するが、これは天明三年（一七八三）から文化十一年（一八一四）に至るまでの毎年度末現在における岡本家の資産の棚卸価格が記載されているものである。この資料を通じて当時における油屋弥兵衛の在郷商人としての活躍、殊に高利貸資本家としての実態を知ることが出来るのである。この棚卸覚に記載されたものは、貸付金、在庫商品（売薬商品、米穀商人としての五穀、煙草商としての煙草等）及び現金であつて、土地、家屋、家具、什器は記載されていない。今彼の活躍の全貌を知るために、文化八年十二月三十一日現在における棚卸勘定覚の全文を掲載する事にする。

貸付覚

一、銀四百三十八匁貳分一厘、

金三三兩一步、

一、銀三貫五百八十五匁、

馬場村

神足村(此町下ノ町)

錢一貫文、

油八升
粕一玉

勝龍寺村

一、銀三百廿九匁三分六厘、

金三兩一步、

一、銀十二匁四分九厘、

金一步

錢貳貫文

神足村(中ノ町)

錢一貫六百七十二文
油八合
粕六玉

長法寺村

一、銀五貫五百三匁四分三厘、

金卅四兩一步、

一、銀二貫二百四十九匁五分一厘、
金二步二朱、

錢貳貫文

神足村(上ノ町)

錢五貫文、

油三升

下海印寺村

一、銀九百十三匁八分五厘、

金五兩一步、

一、銀四貫匁、

八幡村

粕一玉

神足村(在方)

一、銀十一貫二百五拾匁、

下狛村

一、銀六貫九百五十匁、

金貳步

一、銀一貫五百匁、
金三兩

久貝村

古市村

一、銀貳貫五百匁

大原村の万久

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について(足立)

一、銀百八十四匁五分一厘

大坂岩長

一、麻黃 十櫃

代銀 壹貫三百廿五匁三分一厘

一、銀七百一十一匁八厘

油五合 奧カイシ

一、石膏 廿櫃

代銀 壹貫百廿三匁三分三厘

一、銀一貫匁

錢二貫五百文 ヨコ山綿 太

一、山歸來 十櫃

代銀 壹貫貳百六拾匁二分八厘

錢二貫五百文

山河線 喜

一、辰砂 三十斤

代銀 壹貫百廿三匁八分一厘

一、銀廿八匁七分八厘

油二升 調子 氏

一、連翹 十櫃

代銀 貳貫貳百五拾九匁五分五厘

一、油一斗三升

西阿氏

一、鈺鉞 五丸

代銀四貫貳百三拾四匁九分三厘

銀合 四拾九貫九百四十三匁五分一厘

都合 銀貳拾貫七拾三匁四分二厘

金合 五拾貳兩三步(六十四匁替)

此銀三貫三百七十六匁

一、銀六貫匁

肥後米三百俵 買付 天源

錢合 十四貫百七十二文(九匁二分替)此銀百三十匁三分八厘

一、銀四貫九百八拾匁

米子米二百俵 買付 岩長

油合 貳斗七升

代銀八十八匁四分三厘

一、銀七貫四百五拾二匁五分

油粕合 八玉

代銀四十匁

銀五十五匁替 地米 百三拾五石五斗代

都合 五拾三貫五百七拾八匁三分貳厘

有物覚

一、胡椒 三拾斤

代銀 三百三拾九匁

一、銀九拾匁

銀六十匁替 餅米 一石五斗代

一、麻黃 五櫃

代銀 五百廿三匁叁分三厘

一、銀七拾五匁

銀五十匁替 精麥 一石五斗代

一、檳椰子 十櫃

代銀 壹貫二百六拾匁六厘

一、銀六拾五匁

白米 一石

一、阿仙藥 十櫃

代銀 三貫六拾貳匁二分四厘

一、銀五貫百八拾匁

銀七十二匁替 菜種 七拾貳石代

一、檳椰子 十櫃

代銀 九百八拾五匁一分七厘

一、銀三貫貳百七拾七匁五分

銀二百八拾五匁替 油 拾壹石五斗代

一、大黃 十櫃

代銀 貳貫廿七匁叁分三厘

一、銀八拾二匁五分

銀二百七拾五匁替 白油 三斗代

一、酸東仁 十櫃

代銀 貳貫百八拾九匁八分八厘

一、銀壹貫三百八拾匁

銀九匁二分替 錢 百五拾貫文

- 一、銀三百七拾九匁四厘銀九匁二分替 四文錢 拾貫四百文
 - 一、銀七拾三匁六分 同 文錢 八 貫 文
 - 一、銀七百五拾貳匁 銀六十四匁替 金拾毫兩三步貳朱
 - 一、銀三貫六百八拾匁 同 步金五十七兩貳步
 - 一、銀壹貫六百七拾五匁 銀 子 銀六百四拾匁
 - 一、銀三百廿匁 馬神 小判 五兩 銀百四拾貳匁七分六厘
 - 一、銀貳貫百拾二匁 金十六兩二步替 古 金 廿 兩 銀百五十七匁四分六厘
 - 一、銀貳貫貳百五拾匁 銀百五十匁替 古 銀 壹貫五百匁 銀百九十五匁一分九厘
 - 一、銀壹貫貳百八拾四匁貳分四厘 賴母子実掛銀 都合銀貳貫百拾匁四分一厘
 - 一、銀七百六拾八匁 御用金 十二兩代 差引正銀殘 百拾八貫百毫匁七分毫厘
- 都合銀四拾毫貫八百八拾匁三分八厘
 三口合銀百拾六貫百七十二匁一分貳厘
- 元祖淨岩入道七代孫 弥兵衛宜願印
- 右者古借之之分并歳賦之分悉除之
 文化八未年勘定也 同九年申正月六日改之

この棚卸勘定覺書によつて在郷商人としての油屋弥兵衛の当時の資産と活躍の全貌が明かにされるわけである。次にこの棚卸勘定の中から貸付金的一部分だけを統計することによつて、その高利貸資本家として活躍せる実態を示せば次の如くである。

第一表 棚卸勘定覺書による主要貸付金の統計表

年代	貸付總額	此の町 (下の町)	中の町	上の町	知足(左)	古市村	開田村	勝浦寺村
天明3年 12月31日	銀 727匁5分9厘 銀 20貫5匁5文	銀 1貫606匁2分5厘 銀 500文	銀 1貫527匁6厘	銀 1貫920匁1分	銀 3貫260匁3分6厘	銀 61匁6分	銀 1貫412匁8分5厘	

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について(足立)

天明5年 12月31日	銀 1貫309匁5分5厘	銀 610匁	銀 1貫239匁5分5厘	銀 1貫314匁9厘	銀 3貫266匁9分8厘	銀 28匁9分	銀 1貫85匁4分9厘
天明6年 12月31日	銀 896匁9分1厘 錢 40貫文	銀 204匁2分5厘	銀 4貫131匁8分4厘	銀 1貫553匁7分	銀 3貫433匁4分1厘	銀 46匁3分	銀 2貫368匁4分
天明7年 12月31日	銀 723匁1分1厘 錢 40貫文	銀 186匁2分	銀 2貫602匁5分7厘	銀 1貫558匁8分2厘	銀 4貫618匁5分3厘	銀 44匁8厘	銀 2貫748匁4分8厘
天明8年 12月31日	銀 632匁2分9厘 金 3兩	銀 570匁	銀 962匁7分9厘 金 2兩	銀 1貫198匁9分6厘	銀 2貫758匁4分1厘		銀 1貫292匁6分9厘
寬政元年 12月31日	銀 1貫685匁7分6厘	銀 503匁5分6厘	銀 1貫551匁4分8厘 金 1兩	銀 246匁6分3厘	銀 3貫443匁2厘		銀 1貫117匁9分7厘
寬政2年 12月31日	銀 712匁1分8厘 金 1兩	銀 536匁6分	銀 984匁 金 4兩	銀 88匁2分4厘 金 3兩	銀 2貫222匁7分 金 1兩		銀 1貫777匁7分1厘
寬政3年 12月31日	銀 1貫2匁7分5厘 金 1兩 錢 7貫文	銀 606匁9分4厘 金 4兩	銀 5貫504匁3厘 金 3兩1步 錢 2貫文	銀 76匁8分8厘	銀 2貫174匁2分7厘		銀 1貫216匁2分3厘 金 20兩
寬政4年 12月31日	銀 902匁4分5厘 金 3兩 57貫文	銀 329匁3分6厘 金 3兩1步 錢 2貫文	銀 5貫504匁3厘 金 3兩1步 錢 2貫文	銀 913匁8分5厘 金 5兩1步	銀 6貫950匁 金 2步	銀 3貫585匁	銀 8貫787匁2分8厘 金 2兩1步2朱 錢 1貫文
文化8年 12月31日	銀 438匁2分1厘 金 3兩1步	銀 87匁2厘 金 4兩2步	銀 5貫261匁7分 金 11兩 8厘 錢 2貫文	銀 1貫385匁5分 金 3兩2步5厘 錢 190文	銀 5貫200匁 金 15兩	銀 10貫540匁2分 金 3兩1步9厘 錢 13貫文	銀 10貫570匁3分 金 3兩2朱9厘 錢 12貫500文
文化9年 12月31日	銀 1貫650匁3分 金 4兩3步7厘 錢 6貫文	銀 349匁6分9厘 金 1兩2步2朱 錢 240文	銀 5貫985匁1厘 金 28兩1步 錢 4貫文	銀 972匁9分5厘 金 9兩2步2朱	銀 4貫400匁 金 30兩	銀 4貫800匁	
文化10年 12月31日	銀 1貫375匁2分 金 3兩2朱 錢 8貫文	銀 214匁7分4厘 金 7兩	銀 5貫454匁7分5厘 金 28兩	銀 1貫424匁5分3厘 金 20兩	銀 5貫904匁5分 金 19兩	銀 5貫799匁3分7厘	銀 5貫80匁5分2厘 金 6兩3步2朱
文化11年 12月31日	銀 1貫32匁6分5厘 金 2兩2步 錢 4貫文						

第二表 棚卸勘定覚書による貸付金総額表

種別 年 代	各種貸付合計	銀に換算合計	米価1石時価 1,200円として 円価に換算 せる場合
天明3年 12月31日	銀15貫170匁9分4厘 錢23貫274文(銀9匁5分替)代銀221匁3分1厘 油3斗6升 代銀108匁(300匁替)	15貫500匁2分5厘	1石95匁替 194万円
天明5年 12月31日		12貫227匁3分2厘	1石52匁替
天明6年 12月31日	銀14貫947匁6厘 錢40貫文 代銀360匁 油3斗7升	15貫307匁6厘	1石85匁替
天明7年 12月31日	15貫311匁5分3厘 錢484文 代銀4匁5分3厘 油1斗1升5合 油粕代銀283匁5分	15貫599匁5分6厘	1石75匁替
天明8年 12月31日	金5兩 代銀275匁 銀10貫578匁5厘	10貫853匁5厘	1石60匁替
寛政元年 12月31日	金1兩 代銀55匁 銀11貫158匁6分2厘 もち米2石 代銀146匁	11貫359匁6分2厘	1石53匁替
寛政2年 12月31日	金7兩3歩 代銀430匁1分2厘 銀9貫53匁9分3厘	9貫484匁5厘	1石67匁替
寛政3年 12月31日	金25兩(58匁替)代銀1貫450匁 銀8貫336匁6分1厘 錢1貫文 代銀9匁7分	9貫796匁3分1厘 油1斗8升	1石75匁9分 4厘替
寛政4年 12月31日	金9兩3歩(59匁替)代銀575匁2分5厘 銀7貫159匁8分1厘 錢37貫文(9匁4分替)代銀347匁8分	11貫754匁2分1厘	1石 55匁替
文化8年 12月31日	銀49貫943匁5分1厘 金52兩3歩(64匁替)代銀3貫376匁 錢14貫172文(9匁2分替)代銀130匁8厘 油2斗7升 代銀88匁4分2厘 油粕8匁 代銀40匁	53貫578匁3分2厘	1石 55匁替 1166万円
文化9年 12月31日	銀57貫539匁4分1厘 金50兩1歩(64匁5分替)代銀3貫241匁1分2厘 錢36貫文(9匁3分替)代銀334匁8分 油2斗 代銀70匁 油粕3匁 代銀15匁	61貫200匁3分3厘	1石 50匁替 1469万円
文化10年 12月31日	銀60貫756匁3分6厘 金112兩(64匁替)代銀7貫168匁 錢29貫740文(9匁2分替)代銀273匁5分8厘 油1斗2升7合(3匁5分替)	58貫240匁3分9厘	1石 60匁替 1165万円
文化11年 12月31日	銀50貫847匁1厘 金119兩3歩2朱(65匁替)代銀7貫791匁8分8厘 錢11貫文(9匁1分替)代銀100匁1分 油1斗2升5合(3匁4分替)代銀41匁4分8厘 油粕22匁(5匁替)代銀110匁	68貫890匁4分7厘	1石 60匁替 1378万円

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について(足立)

此の棚卸勘定覚書からその貸付範囲を見るに、自村（神足村下ノ町）を中心にして恰も波紋が次第に拡大して行く如く、近郷近在の農民は勿論、遠くは摂泉の農民や京阪両都の商人に迄多額の貸付を行っているのである。^{〔註一〕}

ただし大阪商人の場合は単なる利貸ではなく、中には商用の為の預金であつて、これでもつて堂島における米相場の取引をしている場合もある。^{〔註二〕} 何れにせよ貸付の範囲は相当広く、それだけ金貸としての彼の名が聞えていた証拠である。

次に貸付金額であるが、「棚卸勘定書統計表第二表」に示す如く天明三年（一七八三）は銀に換算した総計が銀十五貫五百匁二分五厘（當時米一石九十五匁）であつたのが文化十一年（一八一四）の三十年後には銀六八貫八百九十匁四分七厘（當時米一石六十匁）と激増を見せ、油屋弥兵衛の高利貸資本家としての活躍と隆盛の実情が、つぶさうかがわれるのである。かくて近郷の農民を高利貸資本の下に全く隷属せしめた彼は在郷の富商として磐石の支配的地位を確立し、近郷に君臨するに至つたのである。

註一 貸付けた範囲をあげると村では神足村（上の町、中の町、下の町、在）古市村、開田村、馬場村、勝龍寺村、久貝村、下植野村、調子村、友岡村、金ヶ原村、下海印寺村、奥海印寺村、長法寺村、鶏冠井村、向日町、古川村、八幡村、大原野村、下狛村、大下津村、□□村、合計二十ヶ町、村に及び、その外、京都（九市、亀屋）大阪（岩長、伝庄、天王寺屋源之助、伏見（リ）の屋）等の大都市の町人に対する貸付もあり、個人名としては、横山、木口高兵衛、久米松等の名が見える。国名として泉國、其の他は諸方合計として貸付金額が記載されている。以上によつてその貸付範囲は非常に広範囲で遠隔の地に及んでいることが明らかにされる。

註二

例えば大阪の天源の如きは単なる貸付ではなく全くの預金と考えられるのである。即ち油屋弥兵衛は現金を大阪の米穀取引商人、天王寺屋源之助に預けて、堂島の米穀市場で相場取引を行い畿内豪商としての特質を遺憾なく發揮している。今岡本家に残存する古文書の中からかかる関係資料をひろつて見るに凡そ次の如くである。

文化十四丁丑年

天王寺屋
源之助

切手入替差引之通

油屋

弥兵衛殿

初

七月八日

出六貫六百匁

出 拾五匁

出 廿拾五匁二分壹厘

出 五匁五分五厘

七月十四日

入拾壹貫七百貳分貳厘

七月廿八日

入壹貫百匁

十月廿一日

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について(足立)

入六貫百匁

肥後米三百俵御売払

十一月三日

入六貫貳百八拾匁

筑前米三百俵御売払

入七拾貳匁

さの屋

十一、十二、二ヶ月分

月三朱之利

丑年正月計算

入百六拾四匁六分七厘

高

六月十一日

出六貫三百三拾匁

筑前米

三百俵御買付

出 拾五匁

同 口錢

ノ拾貳貫四百廿八匁五分三厘入

寅正月覚

月三朱之利

寅十月廿二日

出五貫三百四拾九匁壹分八厘

紐喜屋へ渡ス

十一月七日

出五貫四百七拾貳匁

肥後米三百俵御買付

出 拾五匁

口 錢

十一月十日

出 壹貫五百九匁

備前米九十俵積出し

出 四匁五厘

口 錢

三五(五六九)

出 三拾匁

船 賃

〆 壹貫七百廿匁七分三厘入
卯年四月廿五日

入 壹貫三百匁

下津より請取

出式百五拾匁六分

入三百七拾式匁五分六厘

十式貫四百廿八匁五
分三厘

御 渡 上 候

正月より十月迄十ヶ
月分月三朱

閏四月十一日

金四兩 御下阪之節

入五貫七百匁

肥後米三百匁御売付

肥後米三百匁

筑前米三百匁

肥後米三百匁御売付

文化文政年代大阪における米穀取引の一部

買 付 米			
年代月日	産 地	数 量	代 金
文化14年 6月11日	筑前米	300俵	6貫330匁
同 年 7月8日	肥後米	300俵	6貫600匁
文政元年 11月7日	肥後米	300俵	5貫472匁
同 年 11月10日	備前米	90俵	1貫509匁 (船で横出)
文政2年 11月9日	肥前米	300俵	4貫190匁
同 年 11月2日	同 上	600俵	8貫920匁
文政3年 7月8日	肥後米	600俵	9貫80匁
同 年 7月23日	肥後米	300俵	4貫80匁
売 却 米			
年代月日	産 地	数 量	代 金
文化14年 10月21日	肥後米	300俵	6貫100匁
同 年 11月3日	筑前米	300俵	6貫280匁
文政2年 閏4月11日	肥後米	300俵	5貫700匁
文政3年 2月11日	肥前米	900俵	14貫460匁
同 年 9月15日	肥後米	900俵	13貫980匁

二、「借用証文」に見える高利貸資本

残存せる借用証文は、一般的なもの百八十九通、奉公によって相殺するものが三十二通、搾油原料たる菜種栽培のために貸付けたと考えられるところの「役所御用銀貸付証文」が三十三通、合計二百五十四通に上っている。

る。これを年代的に見ると、一番古い年代の証文は寛政二年に三通あり、証文数の多いのは文化、文政、天保、嘉永、安政年間である。今残存借用証文を統計によって示せば凡そ次の如くである。

借用証文統計(奉は質奉公、役は役所御用銀による借用の略)

年 代	証文数	担 保 物 件										借 主								
		土地	家屋敷	家督	菜種	奉公	講	建物	米	絵書	無担保	農民	村	寺	商人	武士				
寛政二年間	3奉2				3	2										3奉2				
享和三年間	2															2				
文化四年間	39奉7															37奉7	1	1		
文化五年間	29奉5	9										3			20奉5	2	1	1	4	
文化六年間	37奉3	11													28奉3	4	3			
弘化四年間	5奉1	1													4奉1	1				
嘉永六年間	21奉10	3													16奉10	2	3	2		
安政六年間	36奉2	8													31奉2	9	2	1		
万延元年	3奉9	2													3					
文久三年間	8奉1														8奉1	2				
元治元年	3	1													2					
慶応三年間	3奉1	1													2					
計	189奉32 役33	41	10	5	53役33	32	1	1	4	上納銀1 10	2	62	2	188役33	2奉1	10	11	8	4	

一般 189通 + 奉公32 + 役所御用銀33 = 254通

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について(足立)

二・一二	家督	「借用申金 子之事」	金五両	下植野村	右同	「借用申金 子之事」	銀三〇〇匁	神足村
二・一二	翌年収穫の菜種	「借用申金 子之事」	金五両 (上納相詰)	神足(町)姓	右同	「借用申金 子之事」	金拾両	神足村
〃	家督	「借用申銀 子之事」	銀二二〇匁	馬場村	なし	「借用申銀 子之事」	銀一貫目	調子村
〃	家督	「右同」	銀七二匁二 分五厘	神足村	藪一反五畝	〃	銀八七〇匁	古市村
〃	中畑 二畝九歩	「右同」	銀三二匁	〃	藪一町余	〃	銀二貫匁	大津村
一三・一二	翌年収穫の菜種	「借用申金 子之事」	金一両	下植野村	家督	〃	銀三〇〇匁	神足村
〃	右同	「右同」	金五両	〃	菜種	〃	銀二三〇匁	馬場村

*借用証文合計三九、うち担保のあるもの三二(菜種一六、家・屋敷五、家督五、土地五、講銀一)、担保のないもの、七である。又借主は百姓三七、村一、寺一、借金の理由は無拠?ため三二、上納のため七、で苦しい農民の経済状態が窺われる。

なお質奉公によって借金をしたものが、この外に七通もあり、如何に油屋弥兵衛が高利貸資本家として周囲の村々の農民の上に君臨し、これを隷属せしめていたか、又農民の経済生活が困窮を告げ、如何に零細農化し、没落の運命を辿っていたかを知ることが出来るのである。今、文化年間における質物奉公をあげると次の如くである。

文化年間の質奉公一覽表

年代	奉公人	年令	性別	期間	奉公の理由	給金及び条件	親権者
八・一二	かち	不明	娘	一年六ヶ月	「上納相詰り」	銀一二二匁	神足村 勘右衛門
八・一二	寅吉	不明	男	三年	「無拠」	銀一〇〇匁、布子一、単衣一 (正月・七月両度に)親元せんたく	上植野村 嘉右衛門

九・一二	作七	不明	男	六ヶ月	「上納相詰り」	銀一〇〇匁	神足村 作右衛門
一〇・一一	よつ	不明	娘	一年	「上納相詰り」	銀一三〇匁	古市村 利八
一〇・九	清吉	一四歳	男	八年	「上納相詰り」	銀一三〇匁 せんたく料五〇匁 綿入一、単衣一、（正月、七月両度にする）せんたく（親元）	神足村 平右衛門
一一・一一	徳太郎	不明	男	借金返済 出来る迄	「上納相詰り」	銀二〇〇匁	神足村 百姓
一四・一二	かち	不明	娘	一ケ年	「無 拋」	銀一〇〇匁	神足村 勘右衛門

更に各年代における奉公人の使用状況を統計すると凡そ次の如くである。（残存証文による）

年代	人数	期		間	性別	
		三年	四―八年		男	女
寛政	二	〇	〇	一	一	一
文化	七	六	〇	一	〇	一
文政	五	二	〇	〇	一	一
天保	三	〇	〇	一	三	〇

弘化	一	〇	一	〇	〇	一	〇
嘉永	一〇	四	二	四	〇	六	四
安政	二	一	〇	一	〇	二	〇
文久	一	一	〇	〇	〇	〇	一
慶応	一	〇	一	〇	〇	一	〇

これ等は経済的に行き詰った百姓達が金を借り、その返済をば年季質奉公によつたわけで、油屋は実に安価極まる多くの下人労働力を使用してその家業たる、絞油、売薬、米穀販売及び高利貸等の諸商売を経営し、莫大なる利潤を獲得したのであり、更に又手作農業生産や或は自給用の機織、其の他の雑用に使用したのである。多く奉公人をもっていたことは、一日に一斗の飯米（麦を除いて）が消費されている事実からでも知られるのである。

僅かな安い給銀の前貸でもって廉価な労働力を確保し、搾取したのである。この搾取における資産の増殖は決して見落す事は出来ない。その実例を二、三ひろって示せば次の如くである。

年代	名前	期間	給銀	備考
安政五、三	多吉	九十二年	二〇〇匁	最初の十ヶ年の給銀として一五〇匁、これを当時の米に換算すると二石五斗、残りの二ヶ年は五〇匁(米四斗)という貸借契約である。
寛政四、三	まん十二歳	九八ヶ年	一〇〇匁	此の年の米一石地米の値段は七五匁九分弍厘であるから九八ヶ年の給銀は約米一石三斗にあたる。
文化一〇、九	常吉十四歳	九八ヶ年	一八〇匁	一年の給銀は米で約二斗五升にあたる。しかも親の負担であるせんとく料五〇匁を一八〇匁の中に含んでいる。正月に綿入一、七月に単衣一、をこしらえてもらう

三、高利貸の担保物件とその内容

(一) 菜種を担保にした場合

如何なる担保物件と内容によつて近郷の農民に貸付を行い、貸付資本家としてこの地方に君臨するに至つたかを見るに、最も多かつたと考えられる担保物は家業の搾油原料たる菜種である。これは翌年の六月に収穫を予想される菜種を質物にして年末に金を貸付ける場合であつて、前掲の借用証文統計表における如く合計五三通に及んでいる。殊に、文化一六、文政四、嘉永七、安政一七、(外に役所御用銀二二)の頃が最も盛にこの方法によつて貸付が行われたのではないかと思われる。

利息は大体月一分であまり高いものでなかつたらしいが、なかには月一割という高利なものもある。しかしそれだけに菜種を中心とする農村の流通経済が発達し、農民達の貨幣収入にとつて、菜種が重要な地位を占めていたと考えられる。従つてこの地方における唯一人の農村工業者として盛に活躍せる油屋弥兵衛を中心にして近郷

の農民達は菜種の栽培に熱中したと思われ、その価格相場の騰落は農民をして一喜一憂せしめ、農民の貧富を形成する重要な条件であつたと考えられる。ここに又畿内における農民の商業的農業経営の特質を見ることが出来ると同時に、他面かかる菜種—商品的作物生産に対し、これを担保に金を利貸し、廉価な絞油原料の確保と、その相場の支配権を握り、確實且つ莫大な利潤を図つた在郷の富商を見出すことが出来るのである。

(4) 役所御用銀の貸付—公金利貸の場合、これは絞油屋惣代を介して御用銀を借り受け、之を農民に利貸し、抵当に菜種、家財道具を入れているものである。安政年代二二通、万延年代九通、文久年代二通、合計三三通現存している。その実情を示すものとして次に証文をあげることにする。

奉預御金之事

一合銀 志貫六拾匁也

但利息一分也

右者

御役所様御用銀西岡搾油屋へ引請之内書面之銀高儘ニ奉預候

処実正明白也返納之義者来酉年六月晦限ニ無相違返納可仕候

則為右引当者我等作置菜種不殘差入置可申間菜種に而御引取

ニ御成候共又金子ニ而茂其許御勝手次第返納可仕候若其許臨

とあり、利息は月一分である。利子として高利とはいえないのである。この点に關し、古島敏雄氏はその著

「寄生地主制の生成と展開」七二頁において同じ東土川村の百姓に役所御用金の貸付を行った油屋辻市郎右衛門氏の例をあげて「前貸は月一割の利息をつけ、抵当に菜種、家財道具を入れている」と結論づけているが、御用金貸付の利息月一割の場合はむしろ異例中の異例で月一分の場合が普通ではなかったか。しかも古島氏はこの前

時入用節ハ何時ニ而茂元利都合仕急度皆納可仕候万一不足仕

候節且遲滞仕り候ハ如何様ニ御取立ニ御成候共毛頭申分無

東土川村

預主 百姓 彦兵衛

同 藤右衛門

万延元年庚申十月

貸金の貸付先の分布を見る時「各油屋の取引先に多少の統制があつたように考えられる」といつているが次の様な立場から私はこれを否定したい。

御役所御用金という公金的な性質からしてその利息も当然一樣に統制されるべきであるのに年代的に僅かに二年の前後がみられるだけで同じ村の百姓に月利息一割の恐るべき金利差が認められること。又古島氏が預り主に東土川村の百姓をあげているが、油屋弥兵衛の資料の中に同じ東土川村の百姓の預り主が二通出て来ることによつて、簡単に前貸金の分布のみで分布先に統制があつたと速断出来ないと考えられる。なお利息は月一分が妥当な相場であつたことは、自己資金の利貸を行つた借用証文が安政年間に三六通あり、そのうち利息の記載されたものは十八通あり、その十六通が何れも月一分であることより明らかにすることが出来るのである（他は利息が記載されていない）。今、各年代における利息の明記された借用証文についてその利息を統計して見ると凡そ次の如くである。

利息統計表

年代	利息	枚数
文政	月三分五厘	一
天保	月八厘	一
嘉永	月一割	二
〃	月一分	九
〃	月六厘	一
安政	月一分	一六
〃	月六厘	一

この統計表から考えても月一割というが如き利息は僅か二通あるだけであつて、これは特別の場合の利息であつて普通は月一分前後であつたと考えられるのである。公金のみで自己資金の利貸における利息を少しも考慮に入れていない古島氏の断定は以上の理由によつて否定せざるを得ないのである。

(四) 自己資金の利貸の場合

これは業種を担保物にして自己所有の現金を利貸する場合で五三通が現存しており、この方法による貸付が最も多い（前掲の借用証文統計表参照）。この実例として内

容の変わったものを一、二例あげることにする。

(1) 菜種による十ヶ年年賦返済の証文

借用申金子之証札

一金拾兩也

右之金子此度我等居宅建立致候ニ付借受申候処実正明白也

然ル上者返済之儀者当卯年より来子年迄拾ヶ年之間種付菜種

ヲ以勘定可仕候許容被下処存候右年限ニ不拘精々菜種作付急

度元利共勘定相立可申候若年限ニ相成勘定難出来時又者年限

中本人不善之義有之候者請人之者共罷出早々右家売払ひ代銀

ヲ以勘定仕其許殿へ毛頭難儀相懸申間敷候為後日借用証文仍

而如件

安政二年乙卯正月

借用主 神足村 九郎兵衛

悴 与 吉

親類請人

市兵衛

請人

善左衛門

油屋弥平殿

(2) 担保が菜種で利息が「こやし」の証文

借用申銀子之事

(一) 米を担保にした場合

米を担保にして利貸を行った証文は全部で一〇通ある。そしてこれは収穫された新米を担保にしたもの一、単に米を担保にしたもの七、上納米を担保にしたもの二、に類別される。

一銀 三百目也

但利息月一分也

右之銀子此度御上納に差詰り借用申候実正也返済之儀者当時

植付在候田畑之菜種ヲ以テ来ル午年七月十日限ニ元利とも急

度勘定可仕候万一本年限月ニ相成勘定相立不申か或者不測之

義出来仕皆済不仕候節者加判之我等銀子相弁元利共勘定仕其

許殿江一切難波相懸申間敷為後日借用証券仍而如件

安政四年己極月

勝龍寺村

長右衛門

借用主 同 村

忠左衛門

神足村

油屋弥平殿

但し外にこやし三荷宛毎月無遅滞為利銀差入可申候事

*この証文は下書きした紙と共にあり、油屋弥平が書いて借

主、請人に捺印せしめたように考えられ、他の借用証文も

同様の形式をとつたものが多いようである。

長右衛門
忠左衛門

(イ) 米を担保にした場合の例

借用申金子之事

一金拾六両也

右之金子今度無抛入用ニ付慥ニ借用申候処実正明白也則為引
当米拾五石差入置申候尤返済之義者来辰年三月晦日限急度無
相違返弁可仕候万一限月ニ相成金子相調不申候ハベ右引当之
米御売払可被下候其節一言申間敷候仍証文如件

天保二年卯極月三日

勝龍寺村

善兵衛 ㊦

油屋

弥平衛殿

前書引当米拾五石私土蔵ニ慥預り置申候

(ロ) は上納銀に困つて「村」自体が油屋から金を借りた場合で、借主が村役人になっていることは注目すべき点である。

(三) 予想される収入金を担保にした場合

(イ) 上納銀を担保にした場合の例

借用申金子之事

合金 四両也

一右者先納銀ニ慥ニ借用申候実正明白也返済之儀ハ当年御上
納ニ而差引御勘定致候仍而如件

(ロ) 上納米を担保にした場合の例

借用申銀子之事

合銀七百五十拾目也

右之銀子ハ七条殿常用ニ入用ニ付我等慥ニ借用申候処実正明白
也尤返済之儀者来ル十一月晦日切り御殿御上納米ヲ以元利共
返済可申候尤成滞候ハベ印形者共より急度返済可申候為後日
借用証依而如件

天保八丁丙年七月

庄屋 弥兵衛 ㊦

年寄 喜兵衛 ㊦

油屋

弥兵衛殿

安政三年辰三月日

弥兵衛殿

借用人

善太郎 ㊦

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について (足立)

この証文から領主経済の窮迫と先年貢に苦しむ農民の経済生活の姿が発見出来ると同時に、かかる窮乏の間隙に乗じて高利貸資本の農村浸透が行われ、在郷の富豪がその支配権を握って行く過程が見られるのである。

(四) 講銀を担保にした場合の例

預り申銀子之事

一合銀五百目也

右之銀子此度無抛要用ニ付借借申候実正明白也尤返弁之儀者来寅十一月晦日限元利共急度返済可申候尤為引当馬場村銀集講半數差入申候右落札仕候ハバ限月不抱御引取御勘定可被

(四) 絵画、書籍を担保にした場合

(イ) 絵画を担保にした場合の例

預り申金子之事

一金四両壹歩也

但利息月壹分也

右之金子此度無抛要用ニ付借用申候处実正也返済之義者来申四月晦日限ニ元利とも急度皆済可仕候則為引当

中林竹洞 淵明還荘図一幅 箱入

右軸物差入申置候間万一限月ニ相成金子調達出来不申候ハバ

(ロ) 書籍を担保にした場合の例

証 札

一合金三拾両也

下候為後日之銀子借用証文如仍而件

文化十一年戊極月

あぶら屋

弥兵衛殿

半右衛門印

此品物其許殿へ御引取可被成候其節一言も違乱申間敷候為後証一札仍而如件

安政六年己未十一月

伏見大阪町
亀屋 半兵衛印

神足町

油屋弥兵衛殿

右之金子我等商用ニ付借用申候处実正也返済之義者来五月卅日限ニ急度無相違元利とも勘定可仕候万一限月ニ相成候而勘

定可仕候若不盈之儀等出来候ハバ所持之書籍不残御引取可被

下候も其時一言も遺言申間敷候為後証一札仍而如件

神足村

伊豫屋 新介郎

妻 ㊦

元治二年乙丑四月

借用人 向日町

油屋爺平殿

このように絵画、書籍等を担保に利貸を行つたことは、他方で多くの書籍、骨董類を購入し、その書庫まで所有していた事実と併せ考へる時、油屋弥兵衛は単に資産の増殖に憂身をやつすというが如き商人ではなく、高い教養と趣味に心を用いた人物でもあつたことがうなづかれるのである。

(五) 不動産を担保にした場合

この場合の不動産には家、屋敷、田畑、家督等があり、土地の場合四一通、家、屋敷の場合一〇通、家督の場合五通、建物四通、という割合になつてゐる。次に注目すべき例を二、三あげることにする。

(イ) 家督を担保とせる例

借用申銀子之事

調達仕らば家督売払以代銀急度返并可申候為後日之借用証文

一銀七拾貳式分五厘也

仍而如件

右之銀子無拠要用ニ付憊借用申処実正明白也然上返弁之儀者

文化十貳年亥極月

伊兵衛郎

来子年三月節旬限ニ元利共急度返弁可申候方一月限ニ相成不

油屋弥兵衛殿

ここに質物が家、屋敷でなく家督とあるのは、当時の封建社会に最も重要視されたところの相続すべき家の跡目を借金の抵当に入れるというわけであるから、若し返済不可能の場合は絶家没落倒産の運命におかれるのである、借主にとっては全く絶対絶命的な担保物件であつたに違ない。かかる借金によつて没落し、行方知れなくなつた農民も多かつたと推察される。

(d) 担保家屋の家賃を徴収する例

借用申金子之事

一金三兩也

右之金子此度無抛要用ニ付借用申候処実正也則為引当居宅差入置申候返済之義者来戌十月晦日限ニ元利共相調勘定可仕候月々為家賃金壹朱宛無相違差入可申若壹ヶ月ニ而茂差入不申候ハバ其節加判之者早速罷出居宅売払代銀ヲ以勘定仕貴殿へ

担保に差入れた居宅から家賃を徴収したのである。その家賃が壹ヶ月でも遅れた場合は居宅を売払って勘定するといふきびしい貸借の証文である。

(六) 無担保で請判人をおいている場合

これは所謂保証人をつくって貸付けた場合でその数も極めて多く六二通にのぼっている。但し武士に貸付ける場合は保証人をたてていない。今無担保で多額の貸付を行ったものの例としては次の如きものがある。

借用申金子之事

一金貳百兩也

右者此度無抛入用ニ付借用申候所実正也返済之儀者九月晦日限ニ無相違元利共急度勘定可仕候為後日借用証札仍而如件

少茂損難等相掛申間敷候依而以連印差入申一札如件

文久元年丙十一月

神足村 嘉平次郎

円明寺村 佐右衛門郎

中嶋村 半兵衛郎

油屋弥平殿

慶應二年寅六月

善 藏 印

油屋益平殿

長左衛門 印

徳兵衛 印

四、貸付け先と油屋の勢力

(1) 一般農民に貸付けた場合

全部で一八八通を算し最も多い。そしてこの貸付がやがて村々における貧窮農民の家、屋敷、田畑の兼併となり、油屋が大地主に成長していく重要な一条件をなしているのである。

(四) 商人に貸付けた場合

合計八通あり、更に在郷商人に貸付けた場合と大阪、京都の商人に貸付けた場合とに分かれる。前掲の「書籍を担保にして貸付けた場合」は在郷商人たる向日町の伊予屋新介に貸付けたのであって、前者にあたり、後者の場合は次の如き証文によって明らかにされる。

借用申金子証文之事

一金三拾八両

嘉永六年丑八月

大阪大津町

質屋 佐右衛門

右之金子我等業用仕入金ニ差支借用致則金子慥ニ請取申候処

大阪北華屋町

実正也然ル上返済方之儀者来ル寅年より迄ケ年金六兩づつ益

紀伊国屋 九郎兵衛

暮兩度ニ相納都合六ケ年半ニ□以無相違皆返済致可申候万一

神足村

迄ケ度ニテモ相滞候ハバ元金高を如何様御取立可被成候共其

油屋弥兵衛殿

節一言之申分無御座候為後日借用証文依而如件

(ハ) 寺院及び村に貸付けた場合

寺院に貸した場合は合計一一通あり、信仰組織に於ても油屋弥兵衛が経済的な面で抜くべからざる勢力を持ち、これを左右していたことが明らかにされる。

借用申銀子之事

合銀九貫目也

右者湊先年常住江御預銀也今般改革ニ付当院旧借振替ニ相成

依而当院江借用申处実正也然ル上者年々銀三百匁宛三拾ケ年

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について(足立)

ニ無相違返弁可申候為後証差入申処書仍如件

天保十四年癸卯十一月

三秀院納所 完蔵主御

岡本弥兵衛殿

□□院納所 □定座御

次に村全体に貸付けたものは合計一〇通あり、この場合の借主は村役人になっている。

借用申銀子之事

馬場村

一合銀五百匁也

庄屋 久右衛門御

右之銀子今度無抛株方入用ニ付髓ニ借用申処実正也然ル上返

年寄 元右衛門御

済之儀者其許御入用次第何時ニ而も返弁可申候尤為利息尅ケ

惣代 源兵衛御

年ニ米七斗五升宛毎年十二月廿日限ニ差入可申候為後日銀子

神足村

借用一札依而如件

油屋弥兵衛殿

(三) 武士階級に貸付けた場合

支配者たる武士も経済的には油屋弥兵衛の前に屈せざるを得なかつたのである。武士に貸した証文は合計四通見えている。

覚

違急度返弁可申候為後日借用証文仍而如件

一金子三両也

天保十六乙巳年七月

宇田貞造御

右要用ニ付借用申候処実正也返済之儀ハ来年九月限ニ無相

岡本弥兵衛殿

借主の宇田貞造は武士にして、その子孫は今に存続している。

(本) 高利貸による領主経済の圧倒

油屋弥兵衛の高利貸資本は遂に領主の経済に迄侵入し、遂にはこれを圧倒し、支配するに至つたのである。今その実例を示せば次の如くである。

証 札

万延元年十二月廿一日

一金二十五両也

調子筑後介 ㊦

右者無抛入用ニ付此度油屋氏ニ而御借入被下正ニ致借用候返

証人百姓 左兵衛㊦

金之義者来ル正月晦日限返済可申候万一右日限遅滞出来候ハ

当村

バ来ル七月晦日ニ者無相違返済可致候為後証如件

六郎兵衛殿

これは六郎兵衛が調子村領主の調子筑後介のために油屋弥兵衛から金子二十五両を借り入れて更に之を貸与した証文である。更に神足村の領主であり、自分達の支配者たる貴族領主七条殿家も亦油屋弥兵衛の高利貸資本の支配を受けるに至つたのである。それは次の如き覚書によつて明にされる。

覚

一、銀式百式拾三匁三分

御銀利六ヶ月分

一、五拾三石五斗七合卷勺四才

利子 式拾卷匁四分四厘

四月より十一月迄八ヶ月分

内

拾卷石七合五勺

御 膳 米

五月二日 一、銀百目

五月節御入用

残り四拾式石四斗九升四勺

石ニ付六十匁替

利子 七匁式分

五月より十一月迄六ヶ月分

代銀式貫五百四拾匁九分八厘

内

七月朔日 一、銀七百五拾目

盆前御入用

一、四百八拾目

元四貫目利 十式ヶ月分

利子 四拾五匁

六月より十一月迄六ヶ月分

三月朔日

一、銀百目

節前御入用

九月五日 一、銀百目

節前御入用

利子 拾匁八分

三月より十一月迄九ヶ月分

利子 三匁六分

四月五日

三匁六分

近世における畿内在郷商人の高利貸資本について(足立)

五一(五八五)

十月廿五日

一、銀百目

利子

式匁四分

中仕切御入用

差引

合銀式貫貳百拾八匁七分五厘七毛

銀三百三拾壹匁貳分式厘三毛 返

但し極月ニ至リ式三百目借リ増相頼候儀も可在之候事

右之通年々御取替之儀頼入候事

一、銀四拾六匁三分六厘八毛

元三百式拾貳匁役所銀
十二ヶ月分利子

十月五日

一、銀貳百貳拾三匁三分

利子

五匁三分五厘九毛

御講銀利六ヶ月分

二ヶ月分

文政八丙年六月

七条殿家

桂 右 膳 ㊦

藤本 弥 惣 治 ㊦

藤本 主 計 ㊦

元金式貫七拾六匁六分

油屋

弥兵衛殿

右の覚書から小貴族領主の一年間の日常生活の行事や費用が明らかにされるだけでなく、如何に経済的に行詰っていたか、そして自領の上納米のうちから飯米だけを残して他は借用銀の元利の支払いにあて、やっとその生計を立てていたということが知られる。しかも「極月ニ至リ式三百目借リ増相頼候儀も可在之候事」という但し書に至っては最早や経済生活における余裕の如きは少しも見当らず、全く自領の在郷商人たる油屋弥兵衛の経済的勢力に貸付資本の前に膝を屈し、低頭せざるを得なかったのである。

む す び

惟うに近世における農村は貨幣経済の進展と負担の加重によって窮乏化し、変質化して行くのであるが、その窮乏化の中にあつて土地を兼併して行くものは豪農であり、富力ある在郷の半農的商人であつた。かくて武元立平が勸農策において「豪商の者と申は十ヶ村に一人か二人にて御座候。又借銀も不仕、身上程々に渡世仕候もの

百家の村に十人には過不申候。残る九十人は皆困窮の小民にて御座候」と農村における貧富の懸隔の甚しくなつたことを述べ、更に「在方一統困窮仕候内に、間には豪商の者も相見へ候。是は如何にして富有に相成候ぞ申に、耕作計にて身上仕出し候にては無御座、多くは酒、油店商、質屋等にて御座候。一向無商売の者も皆金貸しを仕り、其利息を取て手前よく相成候にて御座候。……金貸ほど利分よきものは無御座、間々不払者御座候て損も多く御座候得共、利分の方多き事と被存候。又借銀する者ほど哀むべき事は無御座候。素より不足仕候ゆへに借銀致し候上に一割半又は二割等の利息を加へ返済仕候事、如何して出来可申哉、夫故に所持の家財、山林又は年貢安き田畠などは此借銀利息に皆銀主へ取られ候様に相成候に付き、豪富の者の取持仕候田畑は年貢安く加徳御座候田地にて御座候」と説いて村の変質化を論じているが、全くその通りて農村の階層は地主、自作農、小作農へと分化がようやく進められ、更には自作農の小作農への没落と小数の地主の成長がみられるに至つた。ここに封建的農村統治の原則たる標準的平均的自営農民の維持政策は時代を逐うて崩壊していくのであり、封建社会は崩壊への一途を辿つたのである。一方封建社会の表現たる階層的身分関係も支配層の財政的窮乏と破綻とによつて、そこに混乱を生じたのである。即ち武士の貧乏生活はやがて士道の頹廃として現われ、当該社会でもっとも賤しとされた商人の経済的勢力に圧倒され、その資本力は遂に封建的身分制度の鉄則を動揺せしめるに至つたのである。この封建的農村体則と封建的支配体制を土台から動揺せしめ、混乱せしめた所の富商の貨幣資本に対する実証的研究として、京阪両都の間に介在して畿内における在郷商人としての特質を遺憾なく發揮し、且つ近郷の農民の上に君臨し、領主経済までも凌ぎ遂に之を圧倒するに至つたこの油屋弥兵衛の高利貸資本の実体こそ最もよき実例であると思う。